

「多言語電話通訳・簡易翻訳サービス」の概要について

1 概要・目的

外国人観光客の受入に取り組んでいる又は取り組もうとしている県内事業者を対象として、外国人観光客の利便性・満足度が向上するように多言語による電話通訳・簡易翻訳サービスを導入する。外国人観光客が周遊する際に、あらゆる場面で障害となる言葉の壁を解消し、受入環境の向上に努める。県内を訪問された外国人観光客の満足度を高めることにより、本県を再訪していただくことを目的とする。

2 電話通訳・簡易翻訳の対応言語

・次の10言語について、電話通訳・簡易翻訳を実施する。

番号	言語	曜日	電話通訳 (対応時間)	簡易翻訳 (必要日数)
1	英語	全日	24時間	3営業日
2	中国語(北京語)	全日	24時間	3営業日
3	中国語(広東語)	全日	10時～18時	3営業日
4	韓国語	全日	24時間	3営業日
5	スペイン語	全日	24時間	3営業日
6	ポルトガル語	全日	24時間	3営業日
7	フランス語	全日	10時～18時	3営業日
8	タイ語	全日	10時～18時	3営業日
9	ベトナム語	全日	10時～18時	3営業日
10	ロシア語	平日	10時～18時	3営業日

※電話通訳・簡易翻訳については、日常会話程度を想定し、医療通訳や法律相談などの専門的な通訳・翻訳は対象外とする。

※簡易翻訳については最短で3営業日に対応予定。

3 サービス対象者

・和歌山県内に所在する次に該当する事業者とする。

- (1) 旅館業法第3条第1項の許可を受けている宿泊施設
- (2) 消費税法第8条第6項に定めている免税店
- (3) 観光施設
- (4) 観光協会及び観光案内所
- (5) その他観光に関する事業を営む者

※但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業または第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設及びこれに類する施設は除く。

4 負担金

年度末まで年間2,000円

※振込手数料は振込者負担とし、県が指定する口座に振り込むこととする。

※振込時、会社名をご記入下さい。

5 利用回数

- (1) 電話通訳 30件/月

1件あたり5分の通話とする。

※コールセンターへの電話代金は利用者負担とする。

- (2) 簡易翻訳 10件/月

1件あたり1言語200文字もしくは100ワードとする。

※簡易翻訳については最短で3営業日に対応予定。

6 申込方法

- (1) 申込受付期間

平成28年8月1日～平成29年2月28日

- (2) 申込方法

・年度末まで年間2,000円の負担金を振り込むこと

振込先：「別途県が指定する口座」

・「多言語電話通訳・簡易翻訳サービス申込書」を「8問い合わせ先」まで提出すること

7 注意事項

- (1) 電話通訳・簡易翻訳については、日常会話程度を想定し、医療通訳や法律相談などの専門的な通訳・翻訳は対象外とする。

- (2) 簡易翻訳については最短で3営業日に対応。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業または第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設及びこれに類する施設は当サービスの対象者から除く。
- (4) 振込手数料は利用者負担とし、県が指定する口座に年間2,000円の負担金を振り込むこと。振込時会社名を記入すること。
- (5) コールセンターへの電話代金は利用者負担とする。

8 問い合わせ先

和歌山県庁 商工観光労働部 観光局 観光交流課 担当：小倉

電話：073-441-2787

FAX：073-427-1523

E-mail：ogura_t0006@pref.wakayama.lg.jp

※和歌山県から「株式会社ブリックス」に、多言語による電話通訳・簡易翻訳サービス、負担金収受、当サービスの案内業務を委託している。

事業のイメージ図

多言語電話通訳・簡易翻訳サービス

